資料６

仙台市介護保険審議会

地域包括支援センター運営委員会

（第９期計画期間　第２回会議）

日時：令和６年１０月３０日（水）午後３時から
場所：仙台市役所本庁舎８階　第三委員会室

次　　第

１　開会

２　議事

⑴　委員長及び委員長職務代理者の選出

３　報告

⑴　地域包括支援センター運営委員会の概要等について

４　その他

５　閉会

資　料　一　覧

【資料１－１】地域包括支援センター運営委員会の概要

【資料１－２】地域包括支援センターについて

【資料１－３】地域包括支援センターの運営状況について

【資料１－４】令和６年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（予定）

仙台市介護保険審議会　地域包括支援センター運営委員会
（第９期計画期間　第２回会議）議事録

日時：令和６年 10 月 30 日（水）15：00～15：45
場所：仙台市役所８階　第三委員会室

〈出席者〉
【委員】
大内修道委員、鹿野英生委員、狩野クラ子委員、久米大介委員、佐々木心委員、鈴木徳子委員、高橋順子委員、鶴田弥生委員、橋本治子委員　以上９名、五十音順

【仙台市職員】
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長、浅野地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、小笠原高齢企画課長、大友介護事業支援課長、松本地域包括ケア推進課推進係長、青柳高齢企画課在宅支援係長、岡崎介護保険課管理係長、千葉介護事業支援課ケアマネジメント指導係長

〈議事等要旨〉
１　開会

２　議事
⑴　委員長及び委員長職務代理者の選出
・　委員長選定まで暫定で事務局が進行
・　委員長について、仙台市介護保険条例施行規則第２４条第５項の規定により互選とし、大内委員から、橋本治子委員を委員長に推薦する旨の発言あり　→全会一致で決定
・　委員長職務代理者について、仙台市介護保険条例施行規則第２４条第７項の規定により橋本委員長が久米委員を指名　→久米委員了承
・　会議公開の確認　→異議なし
・　議事録署名委員について大内委員に依頼　→大内委員了承

３　報告
⑴　地域包括支援センター運営委員会の概要等について
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明
（資料１－１、資料１－２、資料１－３、資料１－４）

【質疑応答】
狩野委員：資料１－２の６ページ「(3) ②介護予防自主グループの育成・支援」について、新規育成グループ数は毎年５、６グループ増えているが、活動グループ総数が減っているのはなぜか。

また、資料１－３の「地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図」において、介護予防教室実施事業及び地域ケア会議の上限が年間 20 回となっているが、この上限数で足りているのか。

庄子参事：１つ目の質問の介護予防自主グループについては、令和３年から５年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、既存の介護予防自主グループの中には運営に従事する方が減って活動の継続が難しくなったグループや、活動が停滞し新規の参加者を受け入れられない中で高齢化が進み、担い手が不足してしまったことで、活動の継続が難しくなったグループもあると聞いている。令和５年５月にコロナウイルス感染症が５類感染症に移行しているため、令和６年度からは新型コロナウイルス感染症の影響も減ってくることを期待している。
２つ目の質問の介護予防教室については、上限である 20 回まで実施しているセンターもあるが、このほかに現在、資料には記載されていないが、フレイルサポーターというものを育成している。フレイルサポーターと一緒に介護予防の啓発活動をした場合には委託料を支払うような仕組みを作っており、介護予防教室と並んで育てていきたいと思っている。また、地域ケア会議については、これまで実施回数がなかなか増加しなかったが、この３年間で非常に力を入れ、センターによっては７～８回実施するセンターも出てきたことから、今年度から上限を 20 回までに増やしたところである。

鶴田委員：資料１-２の４ページ「①相談方法別内訳」について、訪問の件数が多いと感じた。こちらについては、基本的には相談がある家族や当事者の方々からの連絡を受けて初めてお宅に訪問するということなのか、何らかの外部の情報による訪問などいくつかの方法があっての件数なのか。

庄子参事：訪問については、おっしゃっていただいた内容の両方がある。相談の電話があり訪問を行うケースもあるが、市から 70 歳、75 歳、80 歳の方に送付している介護予防啓発の資料や地域包括支援センターのチラシなどを見て連絡をいただくというのもある。また、80 歳の方には豊齢力チェックリストを送付しており、これを市に返送いただいた後、内容を確認し、訪問した方が良いのではないかという方については一定の基準で地域包括支援センターに訪問を依頼している。そのようなものを合わせての件数ということになる。

鈴木委員：資料１-２の４ページ「②相談者別内訳」の「その他」というのは、どのような方々なのか。

庄子参事：近所の方や銀行などがあるが、詳しい内容については後日連絡させていただきたい。

浅野担当課長：マンションの管理人やコンビニの店員、灯油配達の業者の方など、生活するうえで欠かせない、様々な機関の方々が「その他」に計上されていると思われる。

４　その他

【質疑応答】
　なし

５　閉会

仙台市介護保険審議会

地域包括支援センター運営委員会

（第９期計画期間　第３回会議）

日時：令和６年１１月２８日（木）１５時から
場所：オンワード樫山 10 階ホール

次　第

１　開会

２　報告

（１）地域包括支援センターの事務所移転等について

（２）令和６年度地域包括支援センター事業評価及び指導の結果について

３　議事

（１）令和７年度地域包括支援センター設置運営事業の委託について

４　その他

５　閉会

資　料　一　覧

【資料１】地域包括支援センター一覧（R6.11.1 現在）

【資料２－１】令和６年度　地域包括支援センター事業評価結果について

【資料２－２】令和６年度　地域包括支援センターにおける取組事例集

【参考資料１】令和６年度　地域包括支援センター事業評価Ⅱ　総括票

【参考資料１-別添】総括票別添

【資料３】令和６年度　指定介護予防支援事業所運営指導の結果について

【資料４】令和７年度地域包括支援センター設置運営事業の委託について

仙台市介護保険審議会　地域包括支援センター運営委員会
（第９期計画期間　第３回会議）議事録

日時：令和６年 11 月 28 日（木）15：00～16：00
場所：オンワード樫山仙台ビル 10 階ホール

〈出席者〉
【委員】
橋本治子委員長、鹿野英生委員、久米大介委員、駒井伸也委員、佐々木心委員、鈴木徳子委員、高橋順子委員　以上７名、五十音順

【仙台市職員】
小笠原高齢企画課長、庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長、浅野地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、大友介護事業支援課長、青柳高齢企画課在宅支援係長、松本地域包括ケア推進課推進係長、岡崎介護保険課管理係長、千葉介護事業支援課ケアマネジメント指導係長

〈議事等要旨〉
１　開会
・　会議を公開とすること及び資料の一部（参考資料１、参考資料１（別添））につき仙台市情報公開条例第７条第５号に該当することとして非公開とすることの確認→異議なし
・　議事録署名委員について鹿野委員に依頼→鹿野委員了承

２　報告
（１）地域包括支援センターの事務所移転等について
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明（資料１）

【質疑応答】
なし

（２）令和６年度地域包括支援センター事業評価及び指導の結果について
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長、大友介護事業支援課長から説明
（資料２－１、資料２－２、参考資料１、参考資料１-別添、資料３）

【質疑応答】
髙橋委員：　資料２－２について、これらの事例は好事例として全地域包括支援センターに周知するということでよろしいか。

庄子参事:　お話しいただいたとおり、全地域包括支援センターに周知し、取り組みの参考にしていただく予定である。

髙橋委員:　資料２−２の「７　地域ケア会議」の下から２番目に、地域ケア会議を３ヵ年計画として中長期的に取り組んでいるという事例があった。このような中長期的な取り組みについては３年後の評価の際に確認や指導を行っているのか。

庄子参事:　１つの地域包括支援センターにあたり事業評価は３年に１度であるが、毎年年度末にすべてのセンターと区役所および地域包括ケア推進課との話し合いの機会をもっており、その際にも事業評価の内容を確認したり、通常業務の中でアドバイスが必要なことをお話ししている。

佐々木委員:　本日差し替えとなった資料２−１の訂正箇所とその理由を説明いただきたい。

庄子参事:　変更した箇所は、資料２−１の２ページ「３　実施結果」の事業評価Ⅱ（仙台市指標）の表中のセンター数の内訳である。
当評価では、まず地域包括支援センターが自己評価を行い、その自己評価に基づき、地域包括ケア推進課職員が訪問して内容の確認と評価を行うとともに、普段センターと接している区役所にも評価結果が妥当と考えられるかどうかを確認している。今回、訪問した職員と区役所とで確認をしている中で評価が変更となったセンターがあったため、資料を修正した次第である。

佐々木委員:　仙台市指標はいつから始まったのか、また、評価指標の見直しは行っているのか。

庄子参事:　評価の開始年については、地域包括支援センター設置の年からこのような評価を実施している。
評価指標については、毎年度評価項目の見直しを行い、年度末の運営委員会で審議いただいている。また、昨年度４月の運営委員会では、採点の基準自体は変わらないものの、よりわかりやすくするために採点表の改正を行っている。

佐々木委員:　評価結果の資料を見たところ、半数以上のセンターですべての業務において市が求める水準以上のことを行っているようだ。評価指標は都度改正しているということだったが、より細分化した評価を行うと、各地域包括支援センターの特性も見えるしモチベーションも上がるのではない

かと思う。次回の改正の際に加味していただけるとありがたい。
最後に、参考資料において丸が付いていない評価項目が何件か散見されたが、地域の介護予防活動の支援における ICT 等デジタル機器の活用の項目がある。ICT 分野についてはセンターがわからないことも多いと思うので、情報共有することが必要ではないかと思う。事業評価の実施目的ある各センターの取組みの改善につなげるという点で、丸が付いていない項目についてどのような指導を行っているのか。

庄子参事: １点目については、地域包括支援センターの特性がより分かりやすくなるような評価や表現の仕方に関して検討して参りたい。
２点目については、採点表で丸の付いていない項目は、満たすべき水準を超えた望ましい水準を満たしているかという項目である。満たすべき水準に至っていないセンターは一つもない。望ましい水準まで至らなかった項目については、全てのセンターができるようになるよう、指導というよりは方法や手法、新しい考え方などを研修などでお知らせしているところである。ICT 等デジタル機器の活用については、地域資源情報を確認できるシステムやタブレットの配布を今後開始するため、説明会などを実施し、活用いただけるよう準備をしている。

久米委員: 特別養護老人ホームの利用者の中には、ご家族がひきこもりのケースが非常に多いが、そのようなケースにおける地域包括支援センターの対応については評価項目に含まれているのか。

庄子参事: 家族の方のひきこもりに対しどのような対応をしているのか個別に確認する項目はないが、総合相談支援業務の項目等で併せて評価をしている。また、事例をできるだけ検討できるよう地域ケア会議の評価項目がある。地域ケア会議のうち個別ケア会議は、地域の関係機関と個別事例について検討を行うものであるが、やはり件数が多くないとひきこもりなどの事例に出会える機会も少なくなる。そのため圏域ごとの高齢者人口の 0.1%以上の件数を扱うという目標を掲げ、一昨年頃から事例を増やしていただいているところである。

鈴木委員: 地域のサロンに呼ばれて認知症の話をした際、その地域の地域包括支援センター職員がいらして話を聞いて下さり、解散した後もその場に残り地域の方と連携を図っていただいていた。地域包括支援センターがどこにあるのかわからない、どういうところなのかといった電話相談もあるので、地域包括支援センターには地域の小さなサロンでも何でも良いので出向いていただき、地域にどんどん入ってくださるようお願いしたい。

庄子参事:　引き続きそのようにできるよう周知して参りたい。

３　議事

（１）令和７年度地域包括支援センター設置運営事業の委託について

庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明（資料４）

【質疑応答】

なし

４　その他

【質疑応答】

なし

５　閉会

仙台市介護保険審議会

地域包括支援センター運営委員会

（第９期計画期間　第４回会議）

日時：令和７年２月６日（木）午後３時から
場所：仙台市役所本庁舎８階　第五委員会室

次　第

１　開会

２　報告

⑴　令和６年度事業評価Ⅰ全国平均との比較について

⑵　令和７年度地域包括支援センター職員の配置について

３　議事

⑴　令和７年度地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について

４　その他

５　閉会

資料一覧

【資料１】令和６年度　事業評価Ｉ全国平均との比較について

【資料２】令和７年度　地域包括支援センター職員の配置について

【資料３－１】令和７年度　仙台市地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について

【資料３－２】令和７年度　仙台市地域包括支援センター運営方針（案）

【資料３－３】令和７年度　地域包括支援センター業務水準表（案）

仙台市介護保険審議会　地域包括支援センター運営委員会
（第９期計画期間　第４回会議）議事録

日時：令和７年２月６日（木）15：00～16：00
場所：仙台市役所本庁舎８階第５委員会室

〈出席者〉
【委員】
橋本治子委員長、大内修道委員、鹿野英生委員、狩野クラ子委員、久米大介委員、佐々木心委員、鈴木徳子委員、高橋順子委員、鶴田弥生委員　以上９名、五十音順

【仙台市職員】
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長、小笠原高齢企画課長、大友介護事業支援課長、松田介護保険課長、松本地域包括ケア推進課推進係長、青柳高齢企画課在宅支援係長、千葉介護事業支援課ケアマネジメント指導係長、岡崎介護保険課管理係長

〈議事等要旨〉
１　開会
・　会議公開の確認→異議なし
・　議事録署名委員について狩野委員に依頼→狩野委員了承

２　報告
（１）令和６年度事業評価Ⅰ全国平均との比較について
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明

【質疑応答】
なし

（２）令和７年度地域包括支援センター職員の配置について
庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明（資料２）

【質疑応答】
佐々木委員：　地域包括支援センターはニーズの細分化により非常に多くの相談を受けていると理解している。担当圏域の高齢者人口が６千人を超えると人員が厚くなるとのことだが、５千人後半の圏域の状況は、ほぼ６千人を超えているのと変わらない、大変な状況ではないかと思う。高齢者人口が６千人未満のセンターの人員を手厚くする方向性についてどのような見解か教えていただきたい。

庄子参事：　おっしゃる通り地域包括支援センターの仕事は非常に複雑化・繁忙化していると認識している。職員配置の人数については、この基準で行っているが、ケアプランの件数を考慮しセンターが独自に基準以上の人員を配置した場合は、体制整備加算ということで委託料を加算するという方法をとっている。職員の配置については引き続き検討を続けていきたい。

３　議事

（１）令和７年度地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について

庄子保険高齢部参事兼地域包括ケア推進課長から説明

（資料３－１、資料３－２、資料３－３）

【質疑応答】

鈴木委員：　資料３－２の「１.基本方針について」において、「認知症高齢者」の「高齢者」の文言が削除されているが、「高齢者」の文言を取ってしまうと、認知症の病気や症状に対しての対応と考えられるのではないか。

庄子参事：　「高齢者」の文言の削除については、例えば若年性認知症の方や高齢者を支えるご家族もいらっしゃるため、認知症の高齢者の方だけを限定して支援するわけではないというより広い意味にとれるようにするために改正したところである。

松本係長：　「認知症の人」としてしまうと、そのご家族は含まないのかということもあり、おっしゃる通り「認知症」はあくまで症状ではあるが、認知症に係る全般という意味でこのような表現にさせていただいたところである。

高橋委員：　資料３－２の３ページに「セルフケアや地域での支え合いを推進していくために、ICT・デジタル機器等の活用や、高齢者のデジタルデバイドの解消に向けた支援」を推進すると書いてあるが、高齢者にはICT等について全くわからない人がいるというのも事実だと思う。そのような方への地域包括支援センターの今後の支援の指針や考えがあれば教えていただきたい。

庄子参事：　高齢者の方がICTデジタル機器等に接する機会を増やすというのがひとつある。今年度、地域包括支援センターにフレイルチェックができるアプリを入れたタブレットを配布するが、昨年度の実証実験で介護予防教室等にいらっしゃった方に触っていただいた際は、タブレット

の画面が大きいため高齢者の方も操作しやすかったというお話をいただいている。
また今後、アプリを活用して高齢者のボランティア活動や介護・フレイル予防等の活動に応じたポイントを付与するような事業を検討しているが、アプリのダウンロードが大変ではないかというところもあるため、現在区役所で行っている杜の都スマホ相談室でアプリのダウンロードの仕方等も一緒に教えてもらうことを依頼している。また、地域包括支援センターにおいては、センターが行う教室へ携帯会社の方に出張してもらえる支援を活用し、介護予防教室の前段等でスマートフォン教室を行うといった取り組みも行っているところである。
そういった取り組みから進めていきたいと考えている。

佐々木委員：　1点目は、資料３−２の「２．(2) 認知症施策の推進」に記載のある「認知症サポーター等」について、仙台市にはどのくらいいて、どのように認定されるのか教えていただきたい。
2点目は、国による事業評価Ｉの結果が届いていないという説明があったが、国はいつまで示す予定であったのか、そしていつまで示す予定であるのか、またどのような日程で動いていたのかということを教えていただきたい。

松本係長：　1点目の質問については、令和５年度末時点ではこれまでに養成した認知症サポーターの数は110,350人となっている。また、認知症サポーターのほかに認知症ご本人の声に耳を傾けてより本人に寄り添った活動を行う「認知症パートナー」という方も養成しており、こちらはこれまでに312名養成している。

庄子参事：　2点目の質問については、国からは１月末までを目途に回答いただけるという予定であった。本来であれば、事業評価Ｉが届いてから運営委員会において業務水準表を議事にかけるべきところであるが、地域包括支援センターが来年度の計画を策定する期間も考慮しなければならず、そのギリギリのラインで今回の運営委員会の日程を設定したところであった。

佐々木委員：　認知症サポーターと認知症パートナーについては、どのようにしたらサポーターやパートナーになれるのか教えていただきたい。

松本係長：　まず認知症サポーターになるためには、認知症サポーター養成講座を受講していただければ認知症サポーターとして認定される。なお、当講座は昨年において152回開催しており、もし団体で養成講座を受けたい場合には、窓口となっている仙台市健康福祉事業団介護研修室に

お申込みいただければどなたでも受講できるようになっている。
もう１つの認知症パートナー養成講座については、本市が独自に開催しているものである。こちらも養成講座を受講いただくと認知症パートナーとして活動することができ、昨年は２回開催している。

佐々木委員:　どういった方々が認知症サポーターとしてエントリーしているのかというのが非常に気になるところなので、認知症サポーターの内訳等があるとなおありがたい。

橋本委員長:　重ねての質問になるが、資料３−２の「２．(2) 認知症施策の推進」に「認知症サポーター等と連携のもと」との記載があるが、具体的にどのような連携をされているのか教えていただきたい。

松本係長：　まず認知症サポーターの内訳については、受講した方の属性等はお出しできるかと思う。現在手持ちの資料がないため、後ほどご報告させていただきたい。
また、連携については、例えば「認知症の人の見守りネットワーク事業」というものでは認知症のご本人の行方が分からなくなってしまったとき、メールアドレスをご登録いただいている方へ捜索の協力依頼の案内をお送りしていたり、あるいは認知症カフェの運営に参加いただいたり、そういったところで連携していただくという意味である。

橋本委員長 ：　先ほどのデジタルデバイドの話について、そもそもスマートフォンを持ってない、使いたくないという選択肢もあると思っている。デジタルデバイドの解消を進めるというのはもちろん良いことだと思うが、個人的な感想として、デジタルは使わずにアナログという選択肢があるというところは大事にして欲しい。

狩野委員：　資料３−２の「２．(1) 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」に「地域包括支援センター業務サポートシステム」の活用という記載があるが、こちらの現状や、現在どのような分析をされてこれからどのような方策を立てていくのか教えていただきたい。

庄子参事：　まず、地域包括支援センター業務サポートシステムについては、導入開始が１月 15 日のためまだ内容分析できるところまでは行っていない。実際に地域包括支援センター、区役所が使い始めたところ。
業務サポートシステムでは地域資源のマッピングを行うことができるが、それだけではなく、区役所と地域包括支援センター間の連絡専用の掲示板であったり、アンケート回答をすぐに行えるようになっている。また、地

域資源の活動内容等をチラシで出せる機能もあるため、今後市民の方からお問い合わせがあった際に、活動内容をすぐ紹介することができる。

４　その他

【質疑応答】

なし

５　閉会